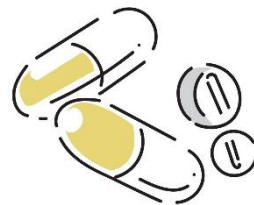


⚠ 長期収載品の選定療養費について ⚠

診療報酬の改定により、令和6年10月1日から長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)を患者さんが希望された場合、選定療養費をご負担いただきます。



【対象】

後発医薬品が発売されて5年以上経過した先発医薬品(準先発品も含む)、または後発医薬品への置換率(※)が50%以上の先発医薬品(準先発品も含む)を希望された場合。入院患者さんを除く院内処方、院外処方対象となります。

※ 置換率 … 後発医薬品へ切り替え可能な医薬品のうち、実際に使用した後発医薬品の数量に占める割合。

【自己負担額】

長期収載品(先発医薬品)と後発医薬品内での最高価格との価格差の1/4
選定療養費には、消費税(10%)もかかります。



【対象とならない場合】

- ・ 医師が後発医薬品への変更ができないと判断した場合
- ・ 後発医薬品が提供困難な場合
- ・ バイオ医薬品

後発医薬品のある先発医薬品
(長期収載品)の選定療養について
(厚生労働省 HP)



詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください

ご理解とご協力のほどお願いいたします。

彦根市立病院